規則

公布する。 難病 の患者に 対する医療等に 関する法律施行細則 の一部を改正する規則をここに

令和五年五月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第四十三号

+ 五号) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の 0) 一部を次の ように改正する。 (平成二十六年埼玉県規則第八 _ 部を改正する規則

を加える。 の申請を除く。 第二条第一号中 「届出」 _ を加え、 \mathcal{O} 下に 同条中第二号を第三号とし、 _ (第 号に係る申請にあ 第一 0 T 号 の は、 支給認定 次に次の \mathcal{O} _ 号 更

健医療部疾病対策課長又は居住地を管轄する保健所長 前条第一 項第一号に係る申 請 (支給認定の 更新の 申請 に限る。 埼玉県保

附則

この規則は、公布の日から施行する。